

動物の輸出入検疫速報(平成25年4月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	1,092	-
豚	38	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	-	-
馬	320	3
その他の馬科	-	-
兎	273	6
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	18,788	-
初生ひな(その他)	1,128	-
種卵	-	-
みつばち(群)	1,105	-
指定検疫物以外の動物(注2)		13,173
犬	548	637
猫	123	183
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	891	

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 ※:家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成25年4月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,021,727	1,107,815	61,454	41,194	165,653	-	3,397,843
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	51,054,628	77,386,974	2,042,772	68,773	6,739	1,368	242,304
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,396,450	-	194,167	41,019	1,379,603	2,575,551	203,972
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	5,402	314,994	1,933	32,554,285	-	879,845	4,498,396
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
34,446,656	3,507,861					212,803,690	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	77,594	49,986	635	-	-	-	100,368
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管等
	1,842,878	-	209,392	3,235,632	1,860	-	368,654
	加熱処理その他の家禽臓器						計
-						5,887,000	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	410,324	4				410,327
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	2,181,118	150,519	20	-	49,932	-	268,169
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
51,600	-	-				2,701,358	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	3,150	-	37,101	-	1,610	3,909
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
8,560	275,762	0	-			330,092	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	222,308	1,072	-	-			223,380
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	71,688	136	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	6,554,610	-	113,080				6,667,690
							総計
							232,421,380

資料）動物検査所調べ

- （注） 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもの。なお、家禽肉由来のものは含まない。
8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコンである。
9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含まない。
10. 総計に「その他の畜産物」は含まない。

輸出畜産物検査数量速報（平成25年4月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髓	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	63,894	111,148	-	-	-	-	487
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	2,688	174	-	-	949,825	-	29,119
							計
						1,157,335	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	16	110	-	312	72,080	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	2						72,519
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	61,084	-	336				61,420
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,357,394	5,663,836	-	1,918	-	-	2,668
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				7,025,816
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	123	-	-	50
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	21,254	-	-			21,426
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	-				0
							総計
							8,338,515

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
7. その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。